

CEK 契約約款・インターネット接続サービス契約約款

CEK契約約款

株式会社エコーシティ・駒ヶ岳（以下「CEK」という）とこの施設が行うサービスの提供を受けるもの（以下「加入者」という）との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとする。

（CEKの提供するサービス）

- 第1条 CEKは、業務区域内の加入者に次のサービスを提供する。
- 区域内テレビジョン放送及びFMラジオ放送の同時再放送サービス
 - 音声及び映像の自主放送サービス
 - 放送衛星及び通信衛星による同時再放送サービス
 - 音声告知放送及びお知らせ文字放送サービス
 - 上記事業に付帯するサービス業務

（業務区域）

第2条 CEKの業務を行う区域は、駒ヶ根市、飯島町、宮田村、中川村とする。

（契約の成立）

第3条 加入契約は、各世帯個別の加入申込者が加入申込書を提出し、CEKがこれを承諾した時に成立するものとする。なお、最低利用期間は課金開始後2年とする。

（加入金）

第4条 加入者は、加入申込書の料金表に定める加入金を納めるものとする。加入金は、CEKの指定する期日までに一括で納めるものとする。

（費用の負担）

第5条 加入者は、保安器又は光放送端末（以下「V-ONU」という）の出力端子以降の施設設置に要する費用を負担するものとする。

（セット・トップ・ボックス）

- 第6条 セット・トップ・ボックス（以下「STB」という）は加入者が個人設備として購入、又は、CEKより貸与するものとする。
- 加入者がSTB代金を分割支払する場合、CEKは申込書に総支払金額、初回支払年月、支払期間、支払回数、手数料の利率を明示する。
 - 貸与されたSTBは解約時にCEKに返還するものとする。
 - 分割支払中のSTBを加入者が故意又は過失により破損又は紛失した場合、加入者はSTB残存支払金額をCEKに一括支払する。
 - 貸与されたSTBを加入者が故意又は過失により破損又は紛失した場合、加入者はSTB販売価格相当額をCEKに支払うものとする。また、CEKが認める場合を除き、加入者はSTBの交換を請求できない。
 - 貸与されたSTBに付属されるリモコンは消耗品として取り扱い、交換の際は有償とする。
 - STBを購入又は貸与された加入者はCEKが必要に応じて行うバージョンアップ作業の実施に同意するものとする。
 - 加入者はCEKから貸与されたSTBを第3者へ譲渡、転売、貸与してはならない。
 - 加入者はSTBを相続等で他の加入者に譲渡する場合、CEKに届け出るものとする。
 - 加入者が分割支払中のSTB代金を繰上げ一括支払する場合、その金額は残存支払金額とする。
 - CEKは録画機能付きSTBの不具合、毀損、紛失、修理、交換等により生じる、録画、編集したデータの滅失や視聴不能等に伴う損害について、一切の責任を負わないものとする。

（地上・BSデジタル放送用ICカード及びCATVデジタル放送用ICカード）

- 第7条 地上・BSデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という）及びCATVデジタル放送用ICカード（以下「C-CASカード」という）の所有権はCEKに帰属する。
- B-CASカードに関する取り扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下「B-CAS」という）の「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによる。
 - デジタル放送サービスを受ける加入者の個人情報は、CEKへの加入申込と同時にB-CASへ登録され、また個人情報に変更が生じた場合もCEKからB-CASへ連絡する。
 - CEKは、B-CASカード及びC-CASカードを必要とするSTBを利用する加入者へ、購入、貸与の別に問わずB-CASカード及びC-CASカードを貸与するものとする。また、CEKは必要に応じて、加入者にB-CASカード及びC-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとする。
 - 加入者は解約時にB-CASカード及びC-CASカードをCEKに返還するものとする。
 - CEKの手配以外のデータ追加、変更、改ざんを禁止し、それが行われたことによるCEK及び第3者に及ぼされた損害及び利益損失については、加入者が賠償するものとする。
 - 加入者が故意または過失によりB-CASカード及びC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分をCEKに支払うものとする。

（利用料金）

- 第8条 CEKの加入者は、料金表に定める利用料金を支払うものとする。
- デジタル放送を視聴する場合の1加入契約の利用料金は、受信機設定台数5台以内とする。5台を超える場合、又は業務用等に利用する場合はCEKと別途契約を行うものとする。
 - 有料デジタル放送を視聴する場合の利用料金は、B-CASカード及びC-CASカードの利用枚数毎に課金されるものとする。
 - 利用料金は、サービス開始の日の属する月の翌月から支払うものとする。
 - 利用料金の徴収は、一年一括が2ヶ月を単位に偶数月に徴収するものとする。この場合、原則として口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済とする。
 - 一年一括の支払いは、毎年4月25日に当年4月1日から翌年3月31日までの料金を一年分前払いするものとする。
 - 2ヶ月毎の隔月支払は、毎偶数月25日に偶数月と翌奇数月の2ヶ月分の料金を前払いするものとする。
 - NHK受信料は別途衛星放送受信契約によりCEKを通じて支払うことができる。料金は料金表による。
 - 有料チャンネル利用料金は料金表による。

（施設の所有権）

第9条 施設の所有区分については、CEK放送センターから各世帯の保安器又はV-ONUの出力端子までをCEKの所有とし、出力端子から室内施設を加入者の所有とする。但し、音声告知端末機、貸与されたSTB及び、B-CASカード、C-CASカードはCEKの所有とし、解約時には返還するものとする。
なお、加入者所有施設を加入者が改変や増設したことにより不都合が生じてもCEKはその責を負わないこととし、加入者の責任と費用において修復するものとする。

（加入の休止及び復帰）

- 第10条 加入者が一時休止及び復帰するときは、その旨を記載した所定の届出書をCEKに提出しなければならない。
- 休止期間は1年以内とし、1年を経過し尚復帰しないときは原則として自然解約とする。
 - 加入者が一時休止するときは、CEKが休止措置をした日の属する月の翌月から料金表に定める休止料金を支払うものとする。

（設置場所の無償提供及び便宜の提供）

- 第11条 CEKは、施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有若しくは占有する土地、建物、構築物などを無償で使用出来るものとする。
- 加入者は、加入契約の締結について地主、家主、その他利害関係があるときは、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関しては加入者が責任を負うものとする。
 - 引込設備及び設置端末機器の使用に係る電気は加入者が用意し、CEKが無償で使用出来るものとする。

（施設の保守）

- 第12条 CEKは施設全体の維持管理責任を負うものとする。但し、加入者は施設の維持管理の必要上サービス提供が一時的に停止することを承認するものとする。
- CEKは加入者から施設に異常がある旨申し出があった場合、これを調査し必要な処置を講ずるものとする。但し、保安器又はV-ONUの出力端子以降の施設に起因する場合は音声告知端末機及び貸与されたSTB及び、B-CASカード、C-CASカードを除いて加入者の責任とし、加入者が修復を行うものとする。
 - CEKの保安責任範囲は放送センターから保安器又はV-ONUまでとし、その施設に故障が生じた場合の修復費用はCEKが負担するものとする。
 - 加入者はCEK若しくはCEKが指定する業者が設備の調査、点検、修理等を行う場合、加入者の敷地、家屋、構築物への立ち入りについて便宜を提供するものとする。
 - CEKの責により、連続7日間以上第1条のサービスが停止した場合は、その停止した日数分の利用料金は返還するものとする。
 - CEKは天災、事変その他CEKの責に帰すことのできない事由によるサービス提供の停止に基づく損害賠償には応じない。

（自然災害等による設備の損傷）

第13条 CATV施設には保安装置が設置されているが、万一落雷等により加入者の所有物等に損傷が生じてもその責は負わない。

（設置場所の変更）

第14条 加入者が転居等によって受信設備の移転を行う場合は、CEKの区域内に限って契約を継続することができる。この場合、工事費用は加入者の負担とする。

（名義変更）

- 第15条 名義変更は次の場合をいう。
- 同一世帯での変更
 - 相続による変更
- 第1項による名義変更を行う場合は、所定の届出書にその旨を記載の上、変更手数料2,000円を添えてCEKに届出、その承認を得なければならない。
 - 第1項による工事が必要な場合の費用は、新規名義人が負担するものとする。

（加入者の禁止事項）

- 第16条 加入者はCEKに無断で施設の改変や増設工事をしてはならない。禁止の行為があった場合、改変又は増設した施設についてCEKが改めて適切な工事を行い、それに要した費用は加入者の負担とする。
- 加入者施設の起因により他に影響を及ぼしてはならない。この場合、CEKが改めて適切な工事を行い、それに要した費用は加入者の負担とする。

（加入者契約の義務違反による業務停止及び解約）

- 第17条 CEKは加入者が下記事項に該当することが認められる時は、当然に本契約の業務停止及び解約が出来るものとする。
- 本契約に違反したとき
 - 本契約に基づく料金を2ヶ月以上支払わなかったとき
 - 虚偽の申告があったと認められたとき
 - その他、当社の業務遂行に著しく支障があるとき
- CEKは本契約に違反する行為があったと認められる場合は、加入者に催告のうえ、又は加入者の都合によりCEKから加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、CEKのサービスの提供を停止、若しくは解約の処置を講じることが出来るものとする。
 - 本契約が解約になった際に、加入者が別途支払ったNHK受信料や株式会社WOWOWの加入料及び視聴料などが払い戻されない場合、又はKDDI株式会社の割引対象外になった場合で加入者に不利益、損害等が生じることがあっても、CEKは何ら責任を負わないものとする。
 - 本契約が解約になった際に、本契約に基づく料金に未払い額がある場合、加入者は未払い額を精算しなければならない。

（加入契約の解除）

- 第18条 加入者はいつでもCEKに申し出て加入契約を解除することができる。
- 前項による加入金の払い戻しは行わないものとする。
 - 解約の場合、加入者は第8条の規定による料金を解約日を含む月の分まで支払うものとする。但し、利用料金を前納している場合は解約日を含む月の翌月以降の分を

インターネット接続サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社エコーシティー・駒ヶ岳(以下「当社」という。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)及び他法令の規定に基づき、CEK-Netインターネット接続サービス契約約款(料金表を含む。以下「約款」という。)を定め、これによりインターネットサービスを提供する。

(約款の変更)

第2条 当社は、事業法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は事業法の規定に基づき総務大臣の許可を受けて、この約款を変更することが出来るものとする。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款による。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語は、それぞれの意味で使用する。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他の電気通信設備を他人の通信の用に供する
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれからの付属設備
4. 電気通信回路	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回路設備
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス取扱所	1. インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2. 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 契約者	当社と契約を締結している者
9. 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域を含む。)又は同一の建物内であるもの
11. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15. 技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件及び端末設備等規則(昭和60年総務省令第31号)で定める技術基準
16. 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

(インターネット接続サービスの種類等)

第4条 契約は、料金表に規定する種類、種別、品目等とする。

(契約の単位)

第5条 当社は、契約者の回線一回線ごとに一の契約を締結する。この場合、契約者は一の契約につき一人に限る。

(最低利用期間)

第6条 インターネット接続サービスの最低利用期間は課金開始後二年とする。
2. 契約者には、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払うものとする。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とする。
2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議を行う。

(契約申込みの方法)

第8条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出する。
1 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
2 契約者回線の終端とする場所
3 その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第9条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾する。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがある。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由を通知する。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取り扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがある。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約者の申込みを承諾しないこともある。
1 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
2 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいう。以下同じとする。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

払い戻すものとする。

- 最低利用期限内に契約の解除があった場合は、料金表の定めにより解約金を支払うものとする。
- 加入者は契約を解除した場合、CEK所有設備の撤去・回収等のため料金表の定めにより廃止料を支払うものとする。

(空中波視聴への変更に関する特約)

第19条 理由の如何を問わずCEKが、業務提供を停止したり若しくは、本契約を解除したことにより加入者が空中波視聴に変更しようとする場合は、加入者の責任と費用において行ない、CEKは一切の負担を負わない。

(サービス内容の変更、無断使用等の禁止)

第20条 CEKはやむを得ない事情によりサービス業務内容を変更することがある。尚、CEKは加入者に対し変更によって生じる損害賠償には応じない。
2. 加入者が録画媒体、記録等によりこの施設のサービスを第三者に提供することは有償、無償を問わず禁止する。

(個人情報保護)

第21条 CEKは加入者から提供され保有する個人情報について適正に取り扱い、保護に努めるものとする。

2. 個人情報の利用及び利用目的

CEKは第1条に定めるサービスを提供するため次の目的で個人情報を利用する

- 各種料金請求及びサービス提供に必要となる事務処理
- 各種サービス提供に関わる工事、サポート、保守
- 各種サービスに関する営業活動、調査、アンケート等
- サービス案内、お知らせ、発行物郵送
- 上記各項に付随する一切の業務

3. 個人情報の取扱いの委託について

CEKは第1条に定めるサービスを提供するため、業務委託先に必要最低限の範囲で個人情報の取扱いを委託することがある。この場合、CEKは個人情報提供先に対して、適切な管理、運用を行うよう指示、監督を行う。

4. 個人情報の提供範囲

CEKは保有する個人情報について、次のいずれかに該当する場合を除き、第21条第2項に規定する利用目的を超えて個人情報を取り扱わない。

- 本人から同意を得た場合
- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 国の機関若しくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合
- 各種法令に基づく正当な照会権限を有する者から当該照会権限に基づく開封請求等がなされた場合

(反社会的勢力の排除)

第22条 加入者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者(以下、「暴力団員等」という)であること
- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的など、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与しているものが、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 加入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
3. 加入者が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または、第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、CEKは催告等なしに直ちに本契約を解除することができるものとする。
4. CEKは、前項の規定により本契約を解除した場合でも相手方に生じた損害を賠償する責を負わないものとする。

(定めなき事項)

第23条 この約款に定めなき事項、或いは疑義が生じた場合は、CEK及び加入者は協議の上、誠意を持って解決にあたるものとする。

(約款の改正)

第24条 この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがある。この場合、CEKと加入者との契約内容は変更後の契約約款の内容によるものとする。

付 則

- 本契約は、各世帯が個別に契約する場合に適用するものとし、加入者引込線1回線当り複数世帯が加入する場合は、契約の単位を各世帯毎とする。
- CEKは特に必要があるときは、本約款に特約を付することができるものとする。
- この約款は平成6年4月1日より施行する

(記載料金について)

表記の金額は、全て税抜き金額です。消費税は別途精算させていただきます。

3 その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(インターネット接続サービスの種類等の変更)

- 第10条 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができる。
- 前項の請求方法及びその承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱う。
 - 変更に伴う登録費、工事代金については当社が別に定める料金表に基づき支払うものとする。

(契約者回線の移転)

- 第11条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できる。
- 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限のある場合がある。
 - 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱う。
 - 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行い、工事費用は契約者の負担とする。

(インターネット接続サービスの利用の一時中断)

- 第12条 当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一部中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいう。）を行う。この場合、当社が別に定める料金表に規定する一時休止手数料と工事代金を契約者の負担とする。

(その他の契約内容の変更)

- 第13条 当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行う。
- 前項の請求があったとき、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱う。

(譲渡の禁止)

- 第14条 契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡してはならない。

(契約者が行う契約の解除)

- 第15条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により届け出るものとする。
- 前項による契約者解除の場合、当社は、当社に備する電気通信設備の資産等の撤去を行う。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、その費用は契約者の負担とする。
 - 加入者が解約をした場合は、当社所有設備の撤去・回収等のため料金表の定めにより廃止料を支払うものとする。

(当社が行う契約の解除)

- 第16条 当社は、次の場合には、その契約を解除することができる。
- 第21条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をさせられた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
 - 第21条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することができる。
 - 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知を行う。
 - 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に備する電気通信設備の資産等の撤去を行う。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、その費用は契約者の負担とする。

第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

- 第17条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供する。

第4章 回線相互接続

(回線相互接続の請求)

- 第18条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続している電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができる。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うための使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出する。
- 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾する。

(回線相互接続の変更・廃止)

- 第19条 契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に届け出るものとする。
- 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用する。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

- 第20条 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することができる。
- 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

2 第22条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

- 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することができる。
- 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(利用停止)

- 第21条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払いを要することとなったものに限る。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのインターネット接続サービスの利用を停止する。
- 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できていないときも含む。）。
 - 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実を反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - 第37条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
 - 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 2 当社は、前項の規定により、インターネット接続のサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知する。

第6章 利用の制限

(利用の制限)

- 第22条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することができる。
- 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがある。
 - インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することができる。
 - 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、加入者に事前に通知することなく加入者の接続先サイト等を把握した上で、これらの画像および映像の閲覧を制限することができる。
 - 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、対象となる画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧を制限することができる。
 - 当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合には、その地域等との通信の全部又は一部を利用制限又は中止することができる。
 - 当社は、アクセスしただけでマルウェア（不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア）に感染させる可能性の高いウェブサイト（以下「マルウェア配布サイト」という。）に関して、当社設備で必要な範囲において通信（アクセス先IPアドレス又はURL）を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体が提供される悪性サイトリストに基づき、契約者がアクセスしようとするウェブサイトにマルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信を制限することができる。
 - 当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバーコンピューター（以下「指揮統制サーバー」という。）へのアクセスに係わる通信に関して、当社設備で必要な範囲において通信（宛先FQDN）を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される指揮統制サーバー等リストに基づき、契約者がインターネット上のサーバーに対するアクセス要求をした際に、その通信を遮断し、当該通信を制限することができる。
 - 本条の各項に基づく通信制限により、契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとする。また、料金は返還しないものとする。
 - 当社は、当社の電気通信設備及びこれに付随する設備を不正行為から防御する為に、サービスの全部又は一部の利用中止措置を取ることができる。
 - 契約者は、書面等により本条各項の当該通信制限措置の解除を請求することが出来る。

第7章 料金等

第1節 料金

(料金の適用)

- 第23条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、端末接続装置使用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいう。以下同じとする。）に定めるところによる。
- 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによる。

第2節 料金の支払義務

(利用料等の支払義務)

- 第24条 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスを開始した日の翌月から起算して、契約の解除があった日の月末までの期間について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」という。）を負担するものとする。
- 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次による。
 - 利用の一時中断をしたとき、契約者は、その期間中の利用料等の支払を負担する。

- 2 利用停止があったとき、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要す。
- 3 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等を負担する。

区 別	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、二十四時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除く。）。
2 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。

3. 当社は、支払を要しないこととされた利用料が既に支払われているときは、その料金を返還する。

（加入料の支払義務）

第25条 契約者は、第8条（契約申込みの方法）の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要す。

（手続に関する料金の支払義務）

第26条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要す。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではない。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還する。

（工事に関する費用の支払義務）

第27条 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要す。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」という。）があったときは、この限りではない。この場合、既にその料金が支払われているときは、その料金を返還する。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担する。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とする。

第3節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第28条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とする。）の二倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとする。

（延滞利息）

第29条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払う。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではない。

第8章 保守

（当社の維持責任）

第30条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年総務省令第30号）に適合するよう維持する。

（契約者の維持責任）

第31条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持する。

（設備の修理又は復旧）

第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧を行う。

（契約者の切分け責任）

第33条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除く。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理を依頼出来るものとする。

2. 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社で別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知する。

3. 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者に通知した後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担する。

第9章 損害賠償

（責任の制限）

第34条 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償する。

2. 前項の場合において、当社はインターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限る。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（一の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいう。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいう。）の前6料金月の一日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出する。）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償を行う。
3. 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しないこととする。

（免責）

第35条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らかの責任も負わないものとする。

2. 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害の賠償は負わないものとする。

3. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」という。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しない。ただし、当社が別に定める技術基準等の変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担を行う。

第10章 雑則

（承諾の限界）

第36条 当社は、契約者からの工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難など若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがある。この場合は、その理由をその請求をした者に通知する。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

（利用に係る契約者の義務）

第37条 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとする。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとする。

2. 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入り求めた場合は、これに協力する。

3. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、またはその設備に線索その他の導体を連絡しないこととする。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではない。

4. 契約者は、故意に契約者回線を保留に置いたままに放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととする。

5. 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品を取付けないこととする。

6. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとする。

7. 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を負担するものとする。

（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

第38条 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結する。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認する。

2. 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとする。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第39条 当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料の閲覧を行うものとする。

（営業区域）

第40条 営業区域は、当社が別に定めるところによる。

（閲覧）

第41条 この約款において、当社が別に定めるところとしている事項については、当社は閲覧を行うものとする。

【記載料金について】

表記の金額は、全て税込価格です。消費税は別途精算させていただきます。